

## 明石市観光振興基本構想懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 明石市観光振興基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し、明石市第5次長期総合計画等との整合を図るとともに、明石市における観光の振興施策に関する課題などを抽出し、それらを解決するための協議を行い、基本構想の素案の策定のための意見交換の場として、明石市観光振興基本構想懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 基本構想の素案の作成に関すること。
- (2) 基本構想に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (3) 明石市の観光施策の課題を抽出し、その解決に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 明石商工会議所の代表者
- (3) 商業に係る事業者団体の代表者
- (4) 旅館業に係る事業者団体の代表者
- (5) 漁業協同組合の代表者
- (6) 旅行業に携わる者
- (7) 旅客輸送機関に携わる者
- (8) マスメディアに携わる者
- (9) 市内の観光に係る関係団体の代表者
- (10) 公募による者
- (11) その他市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 会長、副会長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

### (会長の職務等)

第5条 懇話会に会長及び副会長1名を置き、市長が第3条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱する。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、産業振興部観光振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則 (平成22年7月1日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる懇話会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。